

様式（第9条関係）

審 議 結 果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和7年度 第1回益田市人権施策推進審議会
開催日時	令和7年7月25日（金）午後2時から午後3時50分
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	○出席者 【委員】渡辺委員（会長）、長岡委員（副会長）、原田笑委員、落合委員、田村委員、福田委員、前田委員、山本委員、岡田委員、栗原委員 10名 【関係課】塩満医療対策監、小田川人事課長、志田原子ども福祉課長、山根子ども家庭支援課長、吉田健康増進課長、斎藤福祉総務課長、桐木障がい者福祉課長、大崎高齢者福祉課長、齋藤教育総務課長、田原学校教育課長、岡崎ひとづくり推進課長、堀本危機管理課長 12名 【事務局】和崎福祉環境部長、人権センター山下館長、栗山館長補佐 3名 ○欠席者 寺戸委員、花本委員、野村委員、戸佐間委員、大畑委員、原田茂委員 6名
議題	① 人権センター事業について ② 令和6年度事業実績について ③ 令和7年度事業計画について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1	開会
2	会議の成立について
事務局	委員16名中10名の出席。「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」第14条第3項に基づき会議が成立していることを報告。
3	福祉環境部長あいさつ
4	辞令交付
5	自己紹介
6	会長・副会長選出
各委員からの立候補及び推薦はなく、事務局から、会長に渡辺委員、副会長に長岡委員を提案し、満場一致で決定。	

7 議事	
①人権センター事業について（資料１）	
人権センター事業について事務局より説明	
会長	ただいまの説明につきまして何か委員の皆様からご意見ご質問等ありませんか。
委員	２点ほど、１ページ目の他機関との連携による相談事業の実施ということで、昨年まで弁護士さんによる無料法律相談があったかと思うのですが、これはもうなくなったかということかが１点。２点目は、最後に言われました４ページにあります消費者行政の推進というところで、消費者相談が過去３年見てもかなり増えてきているような印象があります。中身については添付資料にもありますが、相談者は高齢者が多いのでしょうか、それとも若い人もだんだん増えてきているのでしょうか。その辺りを教えてください。
事務局	まず、他機関との連携による相談事業の実施、昨年までは弁護士による相談が、２回あったのですが、弁護士の都合により、今年度は、石見法律相談センターの弁護士の無料法律相談のみ引き続き行っております。 もう１点消費者被害相談の関係ですが、やはり多くは高齢者の方ですが、定期購入につきましては最近中年層、５０代の方もいるようには感じておりますが、相談を受けた時に中々年齢を教えていただけないというのが難しいところでして、お声をお聞きする限りでは、高齢者は多く、中年層も増えてきているのではと言うところです。
委員	２ページ目の子ども会事業についてなんですけれども、聞き洩らしてしまったのですがこちら会場はどこで行われていますか。
事務局	人権センターで毎週木曜日に行っております。
委員	その場合、この時間帯となると保護者さんの送り迎え等が必要になると思うのですが、この近辺の子どもさんたちは参加できても、美都や匹見の子どもさんたちは参加しにくいかと思いますが、その参加状況というのはどのような状況でしょうか。
事務局	この子ども会事業は、困難な課題を抱えておられます生徒さんたちを対象にしております、現在参加があるのは、益田地域の方で、美都・匹見地域の方は参加がない状況です。
会長	一番最初に出てきた巡回相談３２件、あるいは生活総合相談８６件、生活相談については５ページに内訳が出ていますが、あくまでこれは件数であって、おそらく人数となると違う数字が出てくるのではないかと思います、もし回答できればしてほしい、差し支えなければ、無理だったらいいです。
事務局	巡回相談につきましては、５世帯。生活相談につきましては申し訳ございません、延べ人数しか把握しておりません。
会長	ざっとした感触でいいのですが、１人で何回もというケースが結構多いとか、そんなにないとか、感触でいいのですが。

事務局	おひとりの方が継続して相談に来られるパターンもありますが、そんなに多くはないです。延べとは言いながら、おおよその人数は件数に近いところがあります。
会長	わかりました。他にございませんか。 人権センターの令和6年度の事業実績につきましては、いったん打ち切ってもよろしいでしょうか。 資料2の益田市人権・問題基本計画の令和6年度の事業実績について報告をお願いします。
②令和6年度事業実績について（資料2）	
令和6年度事業実績「1 同和問題」について事務局より説明	
会長	この計画は個別の課題ごとに別れていますので、まずは1番の同和問題について、ご審議をお願いしたいと思います。これからも同じですけれども、まずは事業実績の報告を受けるとともに、評価と課題について委員の立場でご意見を受ければ、次年度も始まっていますけれども、これからの計画づくりに生かせるのではないかと思いますので。ぜひとも、評価と課題というところについてのご意見を中心に承ればというふうに思っております。
委員	最初の学校教育のところでは来週も行われますが、益田市の人権同和教育研修会で、毎年新規職員さんや益田市外から来られた方が参加をするということですが、推進者も毎年悉皆という形でこれに参加することになっています。 推進者を悉皆にしているのは、何か理由があるのかということが今年、推進者の話の中に出てきたので、どうなのかなと思って、ちょっと質問です。
関係課	推進者を悉皆しているという部分ですが、推進者の皆様方には各学校で様々な取組におきまして、中心になって活動していただいていると思っており、そういう意味で、悉皆という位置付けをしております。
会長	よろしいでしょうか。推進者という単語が出てくるけど、おそらく共通理解がされていない可能性もあるのですが、簡単に説明していただけると有難いかなと思います。
委員	児童生徒支援加配校における特別な指導の中心的役割を果たす教諭等を、略して推進者と言いますが、そこには児童生徒支援加配、児童や生徒の支援、困難を抱えているとか、困っている児童生徒が多数いるという、そういう学校に対して支援を加配する教員を一人加配して、様々な生徒を支援する、ほとんど専属的にといいいますか、外部機関と連携して支援にあたる職という、国の施策として始まった制度です。本来はそういう困難を抱えた生徒に対する支援とか、他との繋がりとかそういうことを交代で行っている、そういう職務です。大丈夫でしょうか。
委員	市内に今何人いますか。
委員	市内では、今小学校が5名、中学校が5名の計10名がおります。
会長	ありがとうございました。

	すべての学校に人権教育の担当者が勿論いるのですが、それに加えて推進者と言う立場の方が市内に10名おられると。加配教諭の立場だそうです。 それ以外のところで何かありましたらお願いします。
委員	②番、社会教育の取組というところで、事業計画の中の②人権標語啓発塔の改修1カ所というところがあります。認識不足で申し訳ありませんが、市内に何カ所あって、これ啓発のために大事なことだと思うのですが、この啓発がどの地域で、ここにありますがという周知がされているのかということと、今後こういった啓発塔を増やしていく予定があるのかどうか、今後の対応について教えていただきたいと思います。
事務局	こちらの人権啓発塔につきましては、平成8年から10年にかけて、同和対策事業として実施し、旧益田市において13カ所設置しています。経年劣化、また地域等の要望によって、これまでに改修や撤去を行い対応しておりました。13カ所の中8カ所、そうした形で対応しているところですが、今後につきましては、そうした経過で設置していますので、新たな設置は今のところ考えておりませんが、地域の方々と相談しながら進めていきたいと考えております。
委員	せっかくの啓発塔ですので、やはり多分そこには言葉が刻まれていると思いますので、ちょっと周知の方もできたらいいのではないかと思います。
事務局	昨年、真砂地区の改修をしました。その際には、東中の校区ですので、東中の生徒さんが表彰を受けた人権標語も加えております。今後もそうした形で地域の方々とどういう風にするのか、これまでの標語をそのままにしておくのか、また新たに更新するのかというところも併せて考え、周知も行っていきたいと思います。
会長	他に質問はございませんか。では次にかせていただきます。 資料2ページ、項目2女性についてお願いします。
令和6年度事業実績「2女性」について事務局より説明	
会長	いかがでしょうか。無いようですので次にかせていただきます。
令和6年度事業実績「3子ども」について事務局より説明	
会長	いかがでしょうか。
委員	4ページの①、⑦乳幼児健診についてお話しいただいたのですが、健診の中で、発達等に課題があって、専門医さんに診てもらったり、繋げたりしたいといった時、中々県西部には専門医さんが少なくって、何ヶ月待ちで、専門医さんの所に行くといった話も聞いたりするのですが、その辺りの繋ぎとかの状況や課題がありますか。
関係課	委員のご意見のとおり、益田市はそういった専門医さんといった資源、やはりそれがとても限られております。その中で発達相談という形で養護学校さんをはじめ、島根県西部発達障がい者支援センターさんですとか、浜田ろう学校さんといった関係する機関に、色々ご協力をいただきまして、相談を受けております。一応相談日というのを決めておりますが、中々予約が取りづらいという声は届いております。ですの

	でこちら先ほどの1歳健診、乳幼児健診の時に合わせてですとか、そういった形で、相談を受けていただいているという状況です。 昨年度、にじいろ相談室、発達クリニックですが、やはりお医者さんがお一人だったということで、昨年、発達クリニック自体は年に12回の開催でしたが、お医者さんが対応できるのが、そのうちの6回だけ、残りは支援機関での相談ということだったのですが、皆さんやはりお医者さんとのご相談を希望されることが多く、今年度は医師、もうひとりご協力いただきまして、年10回、すべてお医者さんが対応することで、相談日を設けております、以上です。
委員	ありがとうございました。
委員	教えていただきたいのですが、この子どもに関わらず、企業に対し、人権について色々なことをアピールされているということが散見されますが、特に出てくるのを見てみると、石西地域人権を考える企業等連絡協議会とか、益田鹿足雇用促進協議会という、2件ですね、そういう団体が出てくるのですが、私も企業の経営者ではあるのですが、全く私のところにはそういう情報がまわってきませんので、今一度、この団体に関わらず、視野を広げるという観点で、見直しをされるべきかと思います。例えば、私が知ってる情報では、まず益田商工会議所の会員が1100社ぐらいいらっしゃるって聞いておりますので、そういう所と連携されれば、チラシ、パンフレット配布先がもっともっと広がるってことになるのかなとちょっと思いましたので、一言ご提案をさせていただきました。
会長	ありがとうございました。今のは、子どもに関する話ではなくて、全般的にということですね。企業努力っていうか、啓発っていうか、企業への情報、周知についての課題ですね。 いわゆる人企連があるけれども、そこがどれくらいカバーされているのかというのは思いますが、そこは一旦置かしてもらって、事務局に受け取ってもらってということもあると思います。子どもに関する課題で他に何かございますか。なければ、次の課題につきましてお願いします。
令和6年度事業実績「4高齢者」について事務局より説明	
会長	いかがでしょうか。
委員	9ページの成年後見制度の関係で、市長申立て、申立て支援という言葉があります。市長申立てというのは、市長が、この人が成年後見制度が必要だからということで出来るという意味合いなのか教えていただきたいのと、どのように関わられて、市長申立てで成年後見制度が何件位あったのかどうかというのも教えていただけたらと思います。
関係課	成年後見の申し立てをされるのが、その方の親族、4親等だったかなと思うのですが、そういった方がいらっしゃらない場合に、市長申立てを行うようになります。申立て支援については、申立てをするのに必要な書類の作成などの支援を行うということになります。

	市長申立ての件数としては 6 件、申立て支援の件数としては令和 6 年度は 0 件だったということになります。
委員	6 件と 0 件では件数が違いますが、市長申立てが 6 件。
関係課	市長申立ては 6 件ですね。6 件はこちらの方で申し立てをしますので、申立て支援にはならないのですが、申立て支援のお手伝いをするのは、正確に言うと 0 件だったということです。
委員	6 件が市長申立てということで、今いわれたように、いわゆるその身内から申立てが出来て裁判所から話すのですね、確か最終的には、ということになると思いますが、高齢化が進み、認知症等の方が増える中で、人の権利関係、財産などを守るためにはこういう制度が非常に必要かなと思いますが、今後、課題として何かお持ちですか。こういう制度を使わなくても、結構これお金が掛かるとと思いますが、それを例えば、個人へ支援ができるか。できるかどうかわからないのですが、行政として今後どうできるか。課題か思いがあれば教えてください。
関係課	財産というか収入というか、少ないという方についてもこの成年後見という制度は必要になってくると思っています。市でも、この申立てに関する費用ですとか、成年後見を続けていく費用の支援を予算をつけて実施しているところです。
委員	成年後見制度を継続するために弁護士とか司法書士とか入っている、成年後見をするのに費用が掛かる、その費用の一部を市が負担されているという理解でよろしいですか。
関係課	その通りです。
委員	おしゃべりカフェということで、私たち高齢者サロンで似たようなことをしています。別にこれをしましようというのではなく、来ていただいて、お茶でも飲みながら甘いものを食べておしゃべりをする。実際顔と顔とをあわせて、私もよくみてて思いますが、電話とかではなくて、やはり顔を合わせて笑ったりする。お互い思っている思いを言い合ったりする、それが私最近つくづく思うのです。やっぱり高齢者が高齢者を見ているな、お世話されている、かえって若い者の高齢者がくたびれないかなという思いがあります。だからそんな人にも大変ではありますが、できる範囲でまた介護サービスの、きちんと利用されているけれども、精神的にこう頑張ろうという気持ちを持ってもらうためには、サロンといいますか、長い会話の中で元気が出てくるのではないかと思います。 そういったサロンのごくごく普通の活動ですけれども、そういったサポートと言いますか、理解していただいたりして、それがまた楽に、そこに集会所に来るまでが中々出来なくなったという問題があります。だから私たちはちょっと送迎をお願いしたりしております。そのぐらい高齢者になって心身ともにいろんな問題があったり、心配もあつたりします。そこで少しでも元気になってもらって帰ってもらう。なんかそんなわずかなことですが、でも大事なことはないのかなと思っております。以上です。

会長	他に何かご質問がありましたらお願いします。時間が過ぎておりますが、資料が残っておりますので続けさせてもらってよろしいでしょうか。それでは続けて 5 番目の課題障がいがある人についてお願いします。
令和 6 年度事業実績「5 障がい者」について事務局より説明	
会長	ご意見、ご質問お願いします。
委員	今、益田市に住んでいる小中高生で、聴覚障がい的小朋友さんが、浜田ろう学校に通っていたり、小学校の難聴学級ですとか、いらっしゃるなと思っています。その辺りで手話を使う人ばかりではないですが、今後大人になった時、手話通訳者さんもおられないといけない、今の現状でも、手話通訳さん、実際に数として足りているとかいないとか、もう少し養成しないといけないとか、その辺の実態はどうでしょうか。
関係課	ご質問ありがとうございます。 近年、益田市のろう者の方、実際手話を必要とされる方っていうのは、ほとんど 40 歳以上の方で、ほとんどの方が高齢者になっております。小中高生等は、人工内耳等を使っておられ、実際には手話の派遣とか、市の方への手話の設置の要請というところは現実的にはございません。益田市内の手話の、手話通訳の状況、通訳者や、手話奉仕員という方もおられます。そういった方の状況ですが、実際に登録されている方とか人数的にはおられますが、中々実際の現場にすぐに出られる方とか、皆さん働いておられる方で、すぐ出られる方というのは少なく限られています。そういった中では、いろんな手話の形で、かなり高齢化で年齢が上がってきていらっしゃるの、幅広い年齢の方に、確かに手話通訳としてのことに関わっていただきたいということもございまして、養成講座等に力を入れております。
会長	手話通訳者さんの養成講座についてはどこかに書いてありますか。
関係課	具体的な手話通訳の養成、通訳者さん自体の養成講座の記事については、こちらには具体的な記載はないと思います。
会長	それも市の方で講座を開催してやっておられると。
関係課	市内のあゆみの里というところに、委託をしまして、そちらで、養成の期間はありますが、2 年間をかけて手話奉仕員という登録をして、研修をしていただいております。
会長	お聞きしたいことはいっぱいあるのですが、時間がありませんので、先に進めさせていただきます。
令和 6 年度事業実績「6 外国人」について事務局より説明	
会長	はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。 それでは次に進みましょう。次ですけれども 7 番から 12 番までの課題については、一括して説明を受けようと思います。 よろしくお願いします。

令和 6 年度事業実績「7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等」8 北朝鮮当局による拉致問題等」、「9 犯罪被害者等」、「10 インターネットによる人権侵害」、「11 性的指向・性自認等」、「12 様々な人権課題」について事務局より説明	
会長	今まとめて報告してもらったことに関して何かご質問、ご意見があればお願いします。全体を通してもしあれば、この場で発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では令和 6 年度の事業実績については終わりにしたいと思います、よろしいでしょうか。 はい。それでは議題の 3 番に移ります。
③令和 7 年度事業計画について（資料 3）	
令和 7 年度事業計画について事務局より説明	
事務局	令和 8 年度は益田市人権・同和問題基本計画の改定の年度であり、その改定に向けて今年度の 12 月頃に市民意識調査を行う予定としております。
会長	何点か今年の計画ポイントのところを示していただきました。いかがでしょうか。
委員	条例の、13 条の益田市人権施策推進審議会の設置が謳われていて、3 項目あって、そのうち、8 条 1 項のいわゆる市が策定する基本計画について審議するということになっていますが、今年度からできた会議でございますので、この基本計画というのが、現在の人権・同和問題基本計画を指すということで捉えていいですか。
事務局	その通りでございます。
委員	そうするといちばん味噌の部分が飛んでいるというか、ここが計画を作られて、それを審議して、意見を述べるというような、位置付けになるのかなと思ってこの条例をみておりますが、これ、時間を相当費やしてしまうのですが、この基本計画をつぶさに見て、ここ、こうあって欲しいどうあって欲しい、これでいいよというのが、我々委員の位置付けであると捉えていいですよ。この条例と計画との関連を教えてください。
事務局	失礼します。基本計画の中で、それぞれ人権課題ごとに、具体的施策、具体的取組を定めております。その中で委員さんに求めていますのは、年次でそれぞれ事業計画、実績を作成しておりますので、その進捗管理というところで、本日も意見をいただきましたというところです。
会長	私の理解で言えば、基本的には、現行の基本計画は令和 8 年度までの 5 ヶ年計画が進行中です。それは前身の問題解決推進委員会、去年までの委員会の方で、その策定にあたっては慎重審議をして、令和 8 年度までの計画を、前進の会で決定をしたと、この審議会は令和 7 年度からスタートしましたので、ちょうど計画とのずれが出てくるわけですよ。だからこの審議会については、今までの計画にのっとって進捗状況を管理する、評価すると。大事なものは、委員さんがおっしゃった様に次の計画をどうするか、ということを実は来年度の大きな課題として私たちは考えていると。

	なので今年度については今までの計画を評価することにとどめて、大事な仕事は来年度待ってますよということをおそらく事務局長さん方はおっしゃって、おられるのではないかと思います。いかがでしょうか。
事務局	すみません。今会長さんがいわれたとおりです。審議会は今年度発足しましたがけれども、計画は、今までの人権・同和問題基本計画を継承しながら、令和8年度まで、経過措置としてその計画について進捗管理をしていく、新たな計画については、来年度令和8年度に策定をして、9年度から5ヵ年計画というところで進めていくことになります。本日も審議いただいたのはその計画、今遂行中の計画の進捗管理というところでご意見をいただいたところです。
会長	他に全体を通してのご意見、ご発言ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは予定されていた議事が終了しましたので事務局にお返しします。
事務局	会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回益田市人権施策推進審議会を閉じたいと思います。本日は誠にありがとうございました。